

## 東北地方鉱山保安表彰実施要領

制定 20131017産保東第3号  
平成25年10月22日  
改正 20191114産保東第11号  
令和元年12月24日  
改正 20241225産保東第1号  
令和7年1月8日

### 1. 表彰実施者

関東東北産業保安監督部東北支部長（以下「支部長」という。）

### 2. 表彰実施時期及び回数

原則として、毎年5月又は6月に1回行う。

### 3. 表彰の対象及び表彰数

表彰の対象は、鉱山（附属施設、休止鉱山を含む。以下同じ。）、保安責任者、保安従事者、保安功労・貢献者及び特別功労・貢献者の5者とし、表彰数は原則として、合計20件程度とする。

#### （1）鉱山

保安成績が特に優秀と認められるもの又は保安技術の改善若しくは保安教育に積極的であり、他の鉱山の模範と認められるものを表彰する。

#### （2）保安責任者

鉱業権者、保安統括者又は保安管理者として、鉱山の保安管理に顕著な功績のあった者、保安技術の改善若しくは災害及び鉱害の防止に顕著な功績のあった者又はその他、特に表彰に値すると認められる者を表彰する。

#### （3）保安従事者

作業監督者又は鉱山労働者として、鉱山（附属施設を含む。）において災害及び鉱害の防止に顕著な功績のあった者、保安技術の改善若しくは保安教

育の推進等に顕著な功績のあった者、災害に際して人命救助等の行為をした者又はその他、特に表彰に値すると認められる者を表彰する。

#### (4) 保安功労・貢献者

##### ①保安功労者

(2)、(3)以外の者で、鉱山保安のために貢献し、特に顕著な功労があった者を表彰する。

##### ②団体

鉱山保安の確保、環境保全等に、特に顕著な貢献をしたと認められる協会、事業所又は自治体等を表彰する。

#### (5) 特別功労・貢献者

(1)～(4)のほか、特にリスクマネジメント手法の導入の模範となるなど継続的な保安向上に顕著な貢献があった鉱山、個人若しくは団体又は事業所において特に率先して保安活動や保安改善提案を行うなど鉱山保安活動において同世代の中で中心的な役割を担った経験の多い鉱山保安に関する鉱業経験年数が20年未満の個人を表彰する。

### 4. 推薦等

- (1) 支部長は、管内の鉱山及び団体等に対して東北地方鉱山保安表彰候補者の推薦の依頼を行う。
- (2) 推薦には、別紙調査書の添付を求める。

### 5. 審査及び決定

支部長は、鉱山保安選考委員会において、東北地方鉱山保安表彰選考基準(平成25年10月22日付け20131017産保東第3号)に基づいて審査し、優良と認めたものについて東北地方鉱山保安表彰を受けるものとして決定する。

#### 附 則

- 1 この規程は平成25年10月22日から施行する。

- 2 東北地方鉱山保安表彰実施要領（20120919産保東24号）は、廃止する。
- 3 この規程の施行前に東北地方鉱山保安表彰実施要領（20120919産保東24号）の規程により表彰の推薦、審査又は決定を受けている者の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則（20191114産保東第11号）

- 1 この規程は令和元年12月24日から施行する。

附 則（20241225産保東第1号）

- 1 この規程は、令和7年1月8日から施行する。

別紙

東北地方鉱山保安表彰調査書

部門名：

ふりがな 鉱山名		鉱業権者名		鉱種名	
ふりがな 個人・団体名			生年月日（年齢） ※個人の場合に限る		
職・所属名					
住 所	〒				
電 話 番 号					
無災害（鉱害）期間					
無災害稼働延時間					
鉱業経験年数（現鉱山及び他鉱山等勤続年数の合計）					
鉱山・団体の概要（個人の場合 略職歴）					
功績の概要（関連事項等について具体的に記載）					
受賞歴					
推薦順位					
推薦意見					

（備考）

- （1）部門名は、本要領3.に掲げるもののうち、該当するものを記載すること。
- （2）鉱山名は施業案中に記載された鉱山名を、氏名は戸籍上の氏名をそれぞれ正確に記載すること。常用漢字以外のものは特に注意すること。
- （3）推薦に当たっては、休廃止鉱山の鉱害防止に携わる者を配慮して対象に含めること。
- （4）同一の表彰種類において2以上推薦する場合、推薦意見欄には、推薦順位の根拠について記載すること。
- （5）用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。